

令和 2 年 3 月 9 日
地域振興部スポーツ振興課

江東区営運動場条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

より柔軟な施設運営等に向けて新砂運動場（サッカー場）における夜間利用料金の設定を見直すとともに、行財政改革計画及び受益者負担の原則に基づき、全庁的に使用料の検証を実施した結果、維持管理コストと最大徴収使用料の乖離が拡大傾向にあることから、施設使用料の引き上げを行うため、江東区営運動場条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 夜間利用時間及び利用料金（上限額）を定める別表第 3 及び別表第 4 から新砂運動場（サッカー場）の夜間利用に係る規定を削るとともに、別途付帯設備利用料として料金設定を行う。（別表第 3、別表第 4 関係）
- (2) 利用料金（上限額）を 20 パーセント引き上げる。（別表第 4 関係）
なお、附則において経過措置を定める。

3 新旧対照表

2～4 ページのとおり。

4 施行日

令和 2 年 10 月 1 日施行とする。

江東区営運動場条例 新旧対照表

現行	改正案																																	
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(利用の不承認)</p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(利用の不承認)</p>																																	
<p>第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>指定管理者は利用を承認しないことができる。</u></p>	<p>第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>利用を承認しない。</u></p>																																	
<p>(1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 管理上支障があると認めるとき。</p>	<p>(1) 公益を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) <u>その他</u>管理上支障があるとき。</p>																																	
<p>第8条～第15条 (略)</p>	<p>第8条～第15条 (略)</p>																																	
<p>別表第1・別表第2 (略)</p>	<p>別表第1・別表第2 (略)</p>																																	
<p>別表第3 (第3条関係)</p>	<p>別表第3 (第3条関係)</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">夜間利用時間</th> </tr> <tr> <th>期間</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">潮見庭球場</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>9月16日～10月20日</td> <td>午後5時～午後9時</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">新砂運動場(サッカー場)</td> <td>3月1日～3月31日</td> <td>午後4時～午後6時及び午後7時～午後9時</td> </tr> <tr> <td>4月1日～9月15日</td> <td>午後7時～午後9時</td> </tr> <tr> <td>9月16日～11月30日</td> <td>午後4時～午後6時及び午後7時～午後9時</td> </tr> </tbody> </table>	名称	夜間利用時間		期間	時間	(略)			潮見庭球場	(略)		9月16日～10月20日	午後5時～午後9時	新砂運動場(サッカー場)	3月1日～3月31日	午後4時～午後6時及び午後7時～午後9時	4月1日～9月15日	午後7時～午後9時	9月16日～11月30日	午後4時～午後6時及び午後7時～午後9時	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">夜間利用時間</th> </tr> <tr> <th>期間</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">潮見庭球場</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>9月16日～10月20日</td> <td>午後5時～午後9時</td> </tr> </tbody> </table>	名称	夜間利用時間		期間	時間	(略)			潮見庭球場	(略)		9月16日～10月20日	午後5時～午後9時
名称		夜間利用時間																																
	期間	時間																																
(略)																																		
潮見庭球場	(略)																																	
	9月16日～10月20日	午後5時～午後9時																																
新砂運動場(サッカー場)	3月1日～3月31日	午後4時～午後6時及び午後7時～午後9時																																
	4月1日～9月15日	午後7時～午後9時																																
	9月16日～11月30日	午後4時～午後6時及び午後7時～午後9時																																
名称	夜間利用時間																																	
	期間	時間																																
(略)																																		
潮見庭球場	(略)																																	
	9月16日～10月20日	午後5時～午後9時																																
<p>別表第4 (第9条関係)</p>	<p>別表第4 (第9条関係)</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設及び利用目的</th> <th>利用日</th> <th>単位</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">野球場</td> <td rowspan="2">平日</td> <td>2時間</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>夜間2時間</td> <td>9,950円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土曜日・日曜日・休日</td> <td>2時間</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>夜間2時間</td> <td>10,800円</td> </tr> </tbody> </table>	施設及び利用目的	利用日	単位	利用料金	野球場	平日	2時間	3,500円	夜間2時間	9,950円	土曜日・日曜日・休日	2時間	4,200円	夜間2時間	10,800円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設及び利用目的</th> <th>利用日</th> <th>単位</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">野球場</td> <td rowspan="2">平日</td> <td>2時間</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>夜間2時間</td> <td>11,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土曜日・日曜日及び休日</td> <td>2時間</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>夜間2時間</td> <td>12,950円</td> </tr> </tbody> </table>	施設及び利用目的	利用日	単位	利用料金	野球場	平日	2時間	4,200円	夜間2時間	11,900円	土曜日・日曜日及び休日	2時間	5,000円	夜間2時間	12,950円			
施設及び利用目的	利用日	単位	利用料金																															
野球場	平日	2時間	3,500円																															
		夜間2時間	9,950円																															
	土曜日・日曜日・休日	2時間	4,200円																															
		夜間2時間	10,800円																															
施設及び利用目的	利用日	単位	利用料金																															
野球場	平日	2時間	4,200円																															
		夜間2時間	11,900円																															
	土曜日・日曜日及び休日	2時間	5,000円																															
		夜間2時間	12,950円																															

庭球場	平日	1 時間	950 円	
		夜間 1 時間	2,450 円	
	土曜日・日曜日・休日	1 時間	1,500 円	
		夜間 1 時間	3,000 円	
サッカー場	平日	2 時間	6,150 円	
		夜間 2 時間	14,750 円	
	土曜日・日曜日・休日	2 時間	8,400 円	
		夜間 2 時間	17,000 円	
	写真撮影	平日	2 時間	6,950 円
		土曜日・日曜日・休日		8,600 円
映画・テレビ・ビデオ撮影	平日	2 時間	24,000 円	
	土曜日・日曜日・休日		25,650 円	
運動場	平日	2 時間	4,550 円	
		土曜日・日曜日・休日	6,200 円	
	写真撮影	平日	2 時間	6,950 円
		土曜日・日曜日・休日		8,600 円
	映画・テレビ・ビデオ撮影	平日	2 時間	24,000 円
		土曜日・日曜日・休日		25,650 円

庭球場	平日	1 時間	1,100 円	
		夜間 1 時間	2,900 円	
	土曜日・日曜日・休日	1 時間	1,800 円	
		夜間 1 時間	3,600 円	
サッカー場	平日	2 時間	7,350 円	
		土曜日・日曜日・休日	10,050 円	
	写真撮影	平日	2 時間	8,300 円
		土曜日・日曜日・休日		10,300 円
	映画、テレビ、ビデオその他動画撮影	平日	2 時間	28,800 円
		土曜日・日曜日・休日		30,750 円
運動場	平日	2 時間	5,450 円	
		土曜日・日曜日・休日	7,400 円	
	写真撮影	平日	2 時間	8,300 円
		土曜日・日曜日・休日		10,300 円
	映画、テレビ、ビデオその他動画撮影	平日	2 時間	28,800 円
		土曜日・日曜日・休日		30,750 円

ターゲットバードゴルフ場	ターゲットゴルフ	1回	400円
潮見野球場・潮見庭球場会議室		1日	3,950円

備考

- 1 (略)
- 2 野球場の夜間利用における利用料金のうち、4月15日から5月31日までの午後5時から午後7時までの利用については、平日は 7,350円、土曜日・日曜日・休日は 8,000円とする。
- 3 サッカー場の夜間利用における利用料金のうち、3月1日から3月31日まで及び9月16日から10月31日までの午後4時から午後6時までの利用については、平日は 10,450円、土曜日・日曜日・休日は 12,700円とする。
- 4・5 (略)
- 6 写真撮影及び映画・テレビ・ビデオ撮影に係る利用料金は、利用者が営利目的で使用する場合に支払うものとする。
- 7 ターゲットバードゴルフ場において、1回とは、開場時間内の1利用とする。

ターゲットバードゴルフ場	ターゲットゴルフ	1回	450円
潮見野球場及び潮見庭球場会議室		1日	4,700円

備考

- 1 (略)
- 2 野球場の夜間利用における利用料金のうち、4月15日から5月31日までの午後5時から午後7時までの利用については、平日は 8,800円とし、土曜日、日曜日及び休日は 9,600円とする。
- (削る)
- 3・4 (略)
- 5 写真撮影及び映画、テレビ、ビデオその他 動画撮影に係る利用料金は、利用者が営利目的で使用する場合に支払うものとする。
- 6 ターゲットバードゴルフ場において1回とは、開場時間内の1利用とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の利用料金は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う利用の承認について適用し、施行日以前に行った利用の承認については、なお従前の例による。